

健康福祉部

福祉環境委員会

【所管関係資料】

9 月 8 日提出

目 次

◎所管事項関係

- 1 令和 8 年度政策等評価の実施状況について【共通資料 1（別冊）】
- 2 健康福祉部所管の計画について
 - ・ 第 1 0 期介護保険事業支援計画・第 1 1 期老人福祉計画（長寿社会課）…………… 3
 - ・ 第 3 次秋田県障害者計画並びに第 8 期秋田県障害福祉計画及び第 4 期秋田県障害児福祉計画（障害福祉課）…………… 4
 - ・ 第 3 期秋田県アルコール健康障害対策推進計画（健康づくり推進課）…………… 5
- 3 中央地区老人福祉総合エリア屋内温水プールのリニューアルオープンについて（長寿社会課）…………… 6

健康福祉部所管の計画について

課室名：長寿社会課

計 画 名		第 1 0 期介護保険事業支援計画・第 1 1 期老人福祉計画 計画期間：令和 9 年度～1 1 年度（3 年間） 根拠法令：介護保険法、老人福祉法
概 要	策定趣旨	高齢者が住み慣れた地域で自分らしい生活を継続できるよう、県内市町村の介護保険事業の運営を支援するための「介護保険事業支援計画」を策定する（併せて、県の高齢者福祉施策の基本指針となる「老人福祉計画」としても位置づける）。
	基本理念 ・方針	【基本理念】 急激な人口構造の変動の中にあっても、高齢者が幸福を感じながら地域で安心して暮らしていくことができるよう、中長期的な視野に立って持続可能な社会の仕組みを整える。 【基本方針】 地域包括ケアシステムの深化・推進 介護人材の確保・育成と職場環境・経営改善 2 0 4 0 年を見据えたサービス提供体制の確保
	主な施策 の構成案	第 1 章 計画の基本的な考え方 第 7 章 介護保険制度の安定性・持続可能性の確保 第 2 章 高齢者の現状と将来推計 第 8 章 サービス量の見込み 第 3 章 介護サービスの現状 第 9 章 計画の推進 第 4 章 計画の基本目標と施策の柱 第 5 章 地域包括ケアシステムの深化・推進 第 6 章 介護人材の確保・育成と職場環境の改善
策定のポイント		今後、介護と医療の両方を必要とする「複合ニーズ」を持つ高齢者の増加が見込まれることから、団塊ジュニア世代がすべて 6 5 歳以上になる 2 0 4 0 年を見据え、適切な介護サービス量の設定や「中山間・人口減少地域対応」及び「介護人材の確保、生産性向上・処遇改善」等について、必要な取組を計画に定める。
スケジュール		令和 8 年 7 月 ・国からの基本指針案の提示、連絡会議等での市町村への情報提供 8～9 月 ・高齢者対策協議会への説明（第 1 回）、県議会福祉環境委員会への説明（計画骨子案） 1 0 月 ・サービス見込量の仮設定、厚生労働省及び市町村ヒアリング 1 1 月 ・高齢者対策協議会（第 2 回） 1 2 月 ・県議会福祉環境委員会への説明（素案概要）、パブリックコメントの実施 令和 9 年 1 月 ・高齢者対策協議会（第 3 回） 2 月 ・県議会福祉環境委員会への説明（計画案） 3 月 ・計画策定

健康福祉部所管の計画について

課室名：障害福祉課

計 画 名		第 3 次秋田県障害者計画並びに第 8 期秋田県障害福祉計画及び第 4 期秋田県障害児福祉計画 計画期間：障害者計画 令和 9 年度～1 4 年度(6 年間) 障害福祉計画・障害児福祉計画 令和 9 年度～1 1 年度(3 年間) 根拠法令：障害者基本法、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律、児童福祉法
概 要	策定趣旨	共生社会の実現に向け、本県における障害者施策の基本指針である「秋田県障害者計画」と、障害福祉サービス等提供体制の確保や円滑な実施のために定める「秋田県障害福祉計画・秋田県障害児福祉計画」を一体的に策定する。
	基本理念・方針	本県が直面する人口減少や社会構造の変化などを見据え、障害の有無にかかわらず、誰もが住み慣れた地域で互いに認め合いながら、安心して暮らし続けることができる共生社会の構築を図る。
	主な施策の構成案	1 人権尊重と合理的配慮の徹底 ・合理的配慮の提供義務化に伴う理解促進と実践支援 ・障害者虐待防止の徹底、福祉現場における適切なケアの普及、権利擁護 2 誰もが安心して暮らせる生活環境の確保 ・個別避難計画の策定推進と災害情報伝達体制の強化 ・ICT 等を活用した意思疎通支援の拡充と情報保障 ・公共建築物等の物理的バリアフリー化とユニバーサルデザインによる街づくり 3 ライフステージを通じた切れ目のない包括的支援 ・地域生活支援拠点等の機能充実と地域生活への移行の推進 ・医療的ケア児等への支援拡充 4 多様な働き方の推進と社会参加の拡大 ・就労選択支援の円滑な実施と職場定着支援の強化 ・障害者芸術等の表現活動支援等 5 第 8 期秋田県障害福祉計画・第 4 期秋田県障害児福祉計画 ・施設入所者の地域生活への移行 ・精神障害者にも対応した地域包括ケアシステムの構築 ・福祉施設から一般就労への移行等 ・障害児支援の提供体制の整備等 ・地域生活支援の充実 ・相談支援体制の充実・強化等
	策定のポイント	国の第 5 次障害者基本計画や現行計画策定後の法改正、社会情勢の変化等を踏まえ、障害保健福祉圏域の見直しも含めた策定を行う。また、障害関係団体と意見交換を行い、寄せられた意見を計画に反映させる。
スケジュール		令和 8 年 7～8 月 第 1 回秋田県障害者施策推進審議会、第 1 回関係団体意見交換会 1 0～1 1 月 第 1 回秋田県障がい者総合支援協議会、第 2 回秋田県障害者施策推進審議会、第 2 回関係団体意見交換会 1 2 月 県議会福祉環境委員会への説明（素案）、パブリックコメントの実施 令和 9 年 1 月 第 2 回秋田県障がい者総合支援協議会、第 3 回秋田県障害者施策推進審議会 2 月 県議会福祉環境委員会への説明（計画案） 3 月 計画策定

健康福祉部所管の計画について

課室名：健康づくり推進課

計 画 名		第 3 期秋田県アルコール健康障害対策推進計画 計画期間：令和 9 年度～1 3 年度（5 年間） 根拠法令：アルコール健康障害対策基本法	
概 要	策定趣旨	不適切な飲酒によるアルコール健康障害及び飲酒運転、家族への暴力、虐待等のアルコール関連問題の対策を推進するため、国の動向や、現行計画の現状と課題を踏まえ、本計画を策定する。	
	基本理念 ・方針	○アルコール健康障害の発生、進行及び再発防止対策の適切な実施 ○アルコール健康障害を有し、又は有していた者とその家族が日常生活及び社会生活を円滑に営むことができるよう支援 ○飲酒運転、暴力、虐待、自殺等のアルコール関連問題の解決に資するため、関係機関との連携を強化	
	主な施策 の構成案	○発生予防 ・飲酒のリスクに関する正しい知識の普及 ・不適切な飲酒の誘引の防止 等 ○進行予防 ・特定保健指導等を通じた早期介入と減酒指導 ・相談・支援体制の充実 等 ○再発予防 ・アルコール依存症に対する正しい知識の普及 ・社会復帰の支援	○人材育成 ・進行予防に関わる人材の育成 ・早期介入、再発予防に関わる人材の育成 ○関連機関との連携の強化〔拡充〕 ・児童福祉部門・女性支援部門・教育機関等との連携の強化 ・相談支援拠点・医療機関・自助グループ等の連携の強化
策定のポイント		令和 7 年度に国が策定した「アルコール健康障害対策推進基本計画（第 3 期）」に基づき、アルコール健康障害の当事者への支援と並行した家族全体の支援について、必要となる関係機関との連携体制を強化する。 また、働き盛り世代で「生活習慣病の発症リスクを高める量を飲酒している者の割合」が高い状況が続いているため、引き続き啓発等による社会環境の整備を強化する必要がある。	
スケジュール		令和 8 年 7 月 第 1 回秋田県アルコール健康障害対策推進委員会（現計画の評価、次期計画の方向性の検討等） 9 月 県議会福祉環境委員会への説明（骨子案） 1 1 月 第 2 回秋田県アルコール健康障害対策推進委員会（素案の検討） 1 2 月 県議会福祉環境委員会への説明（素案） パブリックコメント実施 令和 9 年 1 月 第 3 回秋田県アルコール健康障害対策推進委員会（計画案の検討） 2 月 県議会福祉環境委員会への説明（計画案） 3 月 計画策定	

中央地区老人福祉総合エリア屋内温水プールのリニューアルオープンについて

長寿社会課

1 経緯

令和5年10月から施工していた中央地区老人福祉総合エリア屋内温水プールの屋根及び設備の改修工事について、令和8年8月31日に竣工を迎え、同年10月4日にリニューアルオープンする。

2 内容

(1) リニューアルオープンのイベント等（10月4日）

- ・完成記念式典の開催
- ・御所野地域の園児及び近隣の福祉・介護施設の入居者を対象に無料開放
- ・一般開放（13時30分～）

(2) 屋内温水プールの概要について

- ・設置目的：健康の増進、生きがいの創出及びレクリエーションのための場を提供する。
- ・所在地：秋田市御所野下堤五丁目1-1
- ・設置者：秋田県
- ・指定管理者：（福）秋田県社会福祉事業団
- ・開設：平成9年8月
- ・設備：25mプール 水深1m 4コース
遊泳用プール 水深60～80cm
幼児用プール 水深30cm
- ・営業時間：10時～18時30分

・利用料金

料金		6枚回数券
一般	560円	2,820円
高校生	400円	1,970円
3歳以上	230円	1,130円

【参考】

工期：令和5年10月5日～令和8年8月31日
（2年10ヶ月）

総事業費：1,109,974千円

<外 観>



<天 井>



<内部(遊泳用プール)>



<内部(25m プール)>

